

本検討会議における主な意見のポイント

(デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する検討事項関連)

1. 基本的な考え方

我が国において、デジタル・ネットワーク社会に対応した知の拡大再生産の実現を前提として、我が国の豊かな出版文化を次代へと着実に継承しつつ、広く国民が出版物にアクセスできる環境を整備することが重要な課題となっている。(懇談会報告抜粋)

- 国民が広く出版物にアクセスするためには、図書館と民間の適切な役割分担を踏まえた上で、その環境整備を連携して行うことが重要である。
- 図書館と民間の役割分担を定めるに当たっては、特に、国会図書館が行うサービスやその際に取り扱うこととなる出版物の範囲について検討することが必要である。

2. 国会図書館が担うべき役割について

国民の「知のアクセス」を確保するため、国会図書館が保有する知の集積（電子アーカイブ）を活用することが重要である。(懇談会報告要旨)

- 国会図書館が保有する電子アーカイブの活用にあたっては以下の点について検討が必要ではないか。

(1) 検討事項① 国会図書館からの送信サービスについて

- ① 国会図書館が行う送信サービスの検討の開始にあたっては、以下の視点に基づいて議論を進めていくことでよいか。

ア. サービスの提供コンテンツについては、納本された紙媒体の出版物に係るデジタルデータを利用すること

イ. 送信サービスにあたっては、現状どおり、イメージファイルにより提供をすること

ウ. 送信サービスの実施にあたっては、原則的に権利者の許諾を得ること

【主な意見のポイント】

***早急に国民がアクセスできる環境を整備することが必要であり、スピードが重要。極めて抑制的な方法、範囲のサービスでも出来るところからやるべき。**

- * 早期に実現すべき取組と全体を見据えて段階的に検討を進めていくべき取組とを分けて議論すべき。
- * 民間ビジネスによる電子書籍市場に対して公共サービスがその形成、発展を阻害してはいけない。
- * 権利者の許諾を得るのであれば、当該許諾に基づいた利用が可能であるが、送信サービスの更なる円滑化のためには、許諾を得なくても利用することができる（権利制限）範囲などについて議論すべき。
- * 国会図書館からのアーカイブデータの送信にあたっては、出版物の流通に係る状況、種類等に応じて有料にするべきではないか。
- * 出版者と権利者が協力することで権利の集中処理機構を作り、出版物の利用を管理するとともに、一定の料金を利用者から徴収するシステムを早急に整備するべき。
- * 過去の出版物については、著作権者が不明の場合が多いと想定される。例えば、広範囲な権利処理を担当する大きな機構を設立し、一括して許諾を出すということが必要。

② 送信サービスの対象となる出版物の範囲については、以下の視点に基づいて考えてはどうか。

市場での流通の実態などの観点から、対象範囲を限定する必要があると考えるが、どうか。その場合は、例えば以下のような視点に基づき、整理を行ってはどうか。

- i 明治期、大正期、昭和期（戦前期、戦後期）、平成期等の刊行年代による区分
- ii 相当な期間において重版されていないもの
- iii 学術分野の出版物等、その種別ごとの区分
- iv 出版形態（書籍、雑誌等）ごとの区分

(※) 著作権が消滅した作品（PD 作品）については原則的には利用主体を限定することなく、自由な利活用が行われるべきと考えるが、どうか。

(※) 著作権者が不明の作品の利用にあたっては裁定制度の活用とともに別途対応策の検討が必要となるか。

【主な意見のポイント】

- * 民間による電子書籍ビジネスや各図書館による出版物の購入に影響を与えないよう留意をしつつ、送信サービスの対象範囲を定めるべき。
- * 市場や地域の図書館における入手や閲覧が困難である出版物を読みたいというニーズには公共サービスが応えるべき。
- * 絶版等により市場で入手できない状態のものを送信サービスの対象とするべき。
- * 例えば、地図や辞書類などと公共機関の出版物とでは当該出版物を国会図書館が送信する場合の市場に対する影響や利用の態様などが大きく異なる。送信対象となる種別は慎重に検討するべき。

③ 送信範囲や方法については、以下のどのような方法とするか。

パターン1 国会図書館から各家庭等の端末まで送信を行う。

パターン2 国会図書館から地域の公立図書館、大学図書館等まで送信を行う。

ア. 送信サービスにおいては、同一の出版物について、所蔵冊数を超える人数の同時利用については認めないとする考え方についてはどうか。

イ. 受信側は閲覧のみとし、プリントアウト等を制限するという考え方についてはどうか。

ウ. 国会図書館が既に実施している近代デジタルライブラリーとの関係はどう整理したらよいか。

【主な意見のポイント】

***送信サービスの実施については、一定の範囲までの送信など制限を加えるなど著作権者や出版者の利益に影響を与えない範囲であれば前向きに検討すべき。**

***上記ア、イのような制限を設けての公立図書館等への送信であれば許諾は不要ではないか。**

***仮に、送信サービスについて権利制限規定を設けたとしても、その具体的な運用に当たり、権利者と利用者との間で協議していくことは重要。**

***送信先や利用方法に制限を設けずに、より利便性を高めた公共サービスを提供できるようにすべき。その場合は権利者等への適切な対価の還元が必要。**

***一口に図書館（図書館法2条）といっても、様々な種類のものであり、人的、物的な面で違いが存在する。図書館における機能や法令遵守の観点における相違を考慮に入れると、送信サービスの範囲を全ての図書館までとすることについては不適切な面も存在するのではないか。**

***現状の図書館間貸出のルールに大きな問題がないのであれば、そのルールをモデルとして権利者、出版者とルール作りを進めるという制度設計もありえるのではないか。**

***これまで国会図書館が実施してきた図書館間貸出と同等のサービスができなくなるようでは問題である。（その範囲であれば実施できるようにすべき）**

(2) 検討事項② 国会図書館の蔵書を対象とした検索サービスについて

○ 利用者の利便性の向上のために、国会図書館の蔵書を用いた本文検索などの検索サービスの導入が必要と考えるが、どうか。

○ 検索用のファイルとしては、テキストファイルを利用することが必要ではないか。

【主な意見のポイント】

***国会図書館の蔵書の検索サービスを充実させることの重要性にかんがみ、当該サービスが行われるようデジタル化資料を検索のためにテキスト化することが必要。**

- * 検索結果の表示などにあたっては、(電子)出版市場の形成、発展を阻害しないことに留意することが必要。
- * アーカイブ化されたデータの本文検索サービスを実現するべき。なお、検索結果の表示にあたっては、著作者の許諾を得ることや補償金などによる対応が必要(権利者、出版者の利益を不当に害さないことに留意することが必要)。
- * 検索サービスにはキーワード検索など様々な種類のものがあるが、本文検索サービスを含めた組み合わせで検索が実施できるようになることが重要である。
- * 検索サービスの実施にあたっては、辞典類など検索結果の表示がその売りに影響を及ぼす出版物の分野や適切な検索結果の表示方法などについて検討が必要。
- * デジタル化資料のテキスト化については、PDF ファイルを OCR (光学的文字読み取り装置) にかけるだけで90パーセントを超える精度が確保され、一定程度の検索の用には耐えらるゝと考えられる。
- * デジタル化資料のテキストファイル化にあたっては、ボランティアを動員すれば短期間で作業が可能である。
- * 障害者福祉の観点から音声読み上げソフトを用いたサービスの提供も考えられる。
- * 検索結果をスニペット表示とするかなど、具体的な仕組みについての検討が重要。
- * 本文検索の早期実施の観点からは、書名などの書誌事項の表示に限ることもありうるのではないか。
- * 検索された言葉を含む1行程度の表示であれば、自由に利用できる(著作権が働かない)場合も多いと考えられる。
- * 辞書類、辞典類、又は俳句などのように、1行程度の表示でも本文利用の目的を達してしまうものは、検索結果の表示方法を工夫することが重要ではないか。

(3) 検討事項③ アーカイブデータの民間等への提供について

民間ビジネス等へのアーカイブデータの提供の在り方について、どのように考えるべきか。例えば、①アーカイブデータ提供の意義、②提供体制、方法等について検討するべきと考えるが、どうか(集中管理体制の在り方については別途検討予定)。

3. 公立図書館等の役割について

公立図書館等が整備する電子アーカイブや送信サービスについては、公共図書館等の担当役割を踏まえた上で、国会図書館が実施する事業や民間における送信サービスとの調和をもって進めることが必要と考えるが、どうか。

【主な意見のポイント】

- * 既に大学図書館で行われているように、地域の公立図書館等が出版者等が提供する電子配

信サービスに係る有償利用契約を結び、売り手との契約に基づき、利用者に無償で提供することも想定される。

***純文学や学術に係る入門書のように公立図書館等が実際に購入することで買い支えられている出版物が存在する。国会図書館からの送信サービスは、公立図書館がこうした出版物の購入を見合わせ、読者に人気のあるベストセラー本ばかりを購入することにもつながる可能性がある。（「複本問題」の顕在化）**

***「複本問題」の顕在化をさけるためにも、図書館の蔵書として購入する出版物の選別の在り方などの事項について、公の機関によるチェックを実施することが重要である。**

(以上)